

◎横須賀市自殺対策計画策定について

1 計画策定の経過及び予定

- ①平成28年自殺対策基本法が改正され「都道府県・市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。
- ②横須賀市自殺対策計画策定委員会及び自殺対策推進本部において、計画策定について審議しました。

横須賀市自殺対策計画策定委員会	自殺対策推進本部
第1回 平成29年10月24日(火)	
第2回 平成30年2月8日(木)	
第3回 平成30年7月25日(水)	第1回 平成30年8月20日(月)
第4回 平成30年10月17日(水)	第2回 平成30年11月(予定)
第5回 平成30年11月(予定)	第3回 平成31年2月(予定)
第6回 平成31年1月(予定)	

③パブリック・コメント実施期間

平成30年11月22日(木)～平成30年12月14日(金) 23日間

2 計画の名称

生きる支援・つながる街 よこすか ～横須賀市自殺対策計画～

3 計画期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)まで(5か年)

4 計画の概要

- ①究極の目標である自殺者ゼロを目指し、2022年までに自殺死亡率14.9人以下を目標とする。

＊自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数

＊参考:2015年(平成27年)19.7人、2016年(平成28年)16.8人

- ②「生きることの阻害要因」を減らす取組及び「生きることの促進要因」を増やす取組により「生きる支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない横須賀」の実現を目指す。

- ③基本施策、重点施策を策定し、個別目標値を設定する。

- ④自殺対策計画の推進体制を整備する。

(ア)庁内:自殺対策推進本部、自殺対策推進課長会議

(イ)関係機関及び団体等:庁外:横須賀市自殺対策推進協議会(現 横須賀市自殺対策連絡会)